

山口県報

平成22年
12月21日
(火曜日)



やまぐちの美しい里山・海づくり条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十二号

やまぐちの美しい里山・海づくり条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 環境の美化の推進（第七条―第十三条）

附則

私たちのふるさと山口県は、温暖な気候のもと、緑あふれる中国山地、数多くの清流、日本海、響灘、瀬戸内海と三方に開けた海など、多彩で豊かな自然に恵まれている。

とりわけ、本県の中山間地域に広がる里山は、人と自然が共存する日本の原風景とも言える貴重な水源と伝統に支えられ営々と築かれてきたたぐざまいを残し、棚田に代表されるように、全国に誇るべき本県のかげがえのない財産である。

また、本県周辺の海域は、国立公園又は国定公園に指定された美しい景観を構成する多くの島々や海岸線に加え、海流や岩礁など自然的条件に恵まれていることから、魚類が豊富であり、長く水産県の名をほしいままにしてきた。

目 次

条例

やまぐちの美しい里山・海づくり条例……………

このような多彩で豊かな自然は、豊かで潤いのある県民生活を確保するための地産地消を推進する上で、農林水産業をはじめとするふるさと産業の重要な生産基盤となっている。

こうした恵み豊かな美しい自然や良好な景観は、快適な生活環境を確保しようとする先人の日々の取組の積み重ねによって培われてきたものであり、高齢化が進み、止むことのない人口減少に悩まされる時代にありながらも、こうした環境を営々と守ってきた取組の記憶と併せて将来の世代に引き継いでいくことは、現在を生きる私たちの使命である。

しかしながら、近年、里山における廃棄物の不法投棄は、美しい景観を損ねるだけでなく、水源の水質の悪化を招くなど、私たちの生活環境に影響を及ぼしている。一方、海洋漂流ごみ、海岸漂着ごみ及び海底堆積ごみの増大は、美しい自然や良好な景観への影響ばかりか、漁獲の妨げとなるなど水産業に深刻な影響を及ぼしており、その発生の抑制と円滑な処理は、今や周辺国と連携して取り組まなければならない国際的な課題となっている。

このため、私たち一人一人が、ふるさとの美しい自然や良好な景観がかけがえのない財産であることを深く認識しつつ、身近な日常生活の中で環境の美化の取組を実践するとともに、県民、事業者、関係団体、市町及び県が協働して、環境の保全及び再生に寄与することを旨として、豊かで美しい県土づくりを推進していくことが極めて重要となっている。

ここに私たちは、すべての県民が一体となって、県民総参加による環境の美化及び保全に係る運動を展開するとともに、限りある環境の中で、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することにより、健全で恵み豊かな快適環境県やまぐちの創造を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、美しく快適な山口県づくりについて、基本理念を定め、特に環境の美化の推進に関し必要な事項を定めることにより、県、市町、事業者、県民等及び関係団体が一体となって美しく快適な山口県づくりを推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「県民等」とは、県民、県内に滞在する者及び県内を通過する者をいう。

2 この条例において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物

をいう。

3 この条例において「美観」とは、美しい自然及び良好な景観をいう。

4 この条例において「里山」とは、人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、又は近接する土地のうち、人が維持管理し、若しくはかつていた一団の樹林地又はこれと草地、湿地、水辺地その他これらに類する状況を呈している土地とが一体となっているものをいう。

(基本理念)

第三条 美しく快適な山口県づくりは、自らが行うという認識の下に、県、市町、事業者、県民等及び関係団体が、その責務又は役割を自覚して遂行することにより行われなければならない。

2 美しく快適な山口県づくりは、県、市町、事業者、県民等及び関係団体が、相互に連携を図りながら協働することにより行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、美しく快適な山口県づくり、とりわけ環境の美化の推進に関する総合的な施策(以下「環境美化施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、環境美化施策を推進するため、市町と連携を図るとともに、市町が行う環境美化施策について、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援に努めるものとする。

3 県は、環境美化施策を推進するため、必要に応じ、国又は他の地方公共団体に対し、意見を述べ、又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、美観の保持及び回復に努めるとともに、これらに関する従業者の意識の啓発に努め、県及び市町が行う環境美化施策に協力するよう努めるものとする。

(県民等の責務)

第六条 県民等は、基本理念にのっとり、地域の環境の美化に関する活動(以下「環境美化活動」という。)を自ら進んで行うとともに、県及び市町が行う環境美化施策に協力するよう努めるものとする。

第一章 環境の美化の推進

(美観の保持及び回復並びに廃棄物の投棄の禁止)

第七条 何人も、里山、湖沼、海岸、海洋その他公共の場所の美観の保持及び回復に努めなければならない。

2 何人も、水源及び水源に影響があると認められる地域の保護に努めなければならない。

3 何人も、里山、湖沼、海岸、海洋、水源その他公共の場所においてみだりに廃棄物を捨ててはならない。

(基本方針)

第八条 知事は、環境美化施策を推進するための基本方針を策定しなければならない。

2 前項に規定する基本方針(以下「基本方針」という。)には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 環境の美化についての広報に関する事項

二 環境の美化の推進体制に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、環境の美化に関し必要な事項

3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(環境美化活動の支援)

第九条 県は、県民等及び関係団体が自発的に行う環境美化活動が促進されるように、必要な支援を行うものとする。

(環境美化活動の連携協力体制)

第十条 知事は、美観の保持及び回復のため必要があると認めるときは、事業者及び関係団体との間において、次に掲げる事項について、環境美化活動の連携協力体制を整備することができる。

一 環境美化活動に関する県民等の意識の啓発に関する事項

二 県民等と連携して行う環境美化活動に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、環境美化活動に関する事項

(県民一斉環境美化活動促進期間)

第十一条 県は、美観の保持及び回復に対する事業者及び県民等の関心及び理解を深めるため、県民一斉環境美化活動促進期間を設ける。

2 県は、県民一斉環境美化活動促進期間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(学習の振興等)

第十二条 県は、美観の保持及び回復並びにその取組の歴史に対する事業者及び県民等の関心及び理解を深めるため、学習の振興及び広報活動の充実を図るものとする。

(啓発)

第十三条 知事は、環境美化施策を推進するため必要があると認めるときは、事業者及び県民等に対し、啓発を行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成
二十
二年
十二月
二十
一日
印刷

発行
行人
所

山山
口口
県県
知知
事事
庁庁